

○ 青森県県土整備部建設関連業務条件付き一般競争入札事務取扱要領

令和元年5月31日青監第233号

令和8年2月25日青監第1110号（最終改正）

（趣旨）

第1条 この要領は、県土整備部における建設関連業務（青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号。以下「参加資格規則」という。）第1条に規定する建設関連業務をいう。以下同じ。）の委託契約について、条件付き一般競争入札の方法により締結する場合の事務の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条件付き一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により、当該入札に参加する者の事業所の所在地等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者によって行う一般競争入札をいう。
- (2) 公所の長 青森県事務委任規則（昭和36年9月青森県規則第81号）の規定により、当該建設関連業務の施行に関する権限を委任されている出先機関の長をいう。
- (3) 担当課長 当該建設関連業務を施行する青森県行政組織規則（昭和36年2月青森県規則第18号）第22条に規定する課長をいう。

（対象業務、施行形態）

第3条 条件付き一般競争入札の方法により委託契約を締結する建設関連業務は、業務委託設計額が原則として1千万円以上で、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る予定価格として総務大臣が定める額（以下「特例政令適用基準額」という。）未満の建設関連業務（災害復旧等の急施を要する業務を除く。）とする。

2 参加資格規則第3条第2項に規定する建設関連業務に係る条件付き一般競争入札は、業務委託設計額、技術的難度、特殊性等を勘案し、次の表のいずれかの形態により行うものとする。

施行形態	対象となる建設関連業務
県内地域限定型	県内に本店を有する者で履行可能な業務でかつ、管内で当該者の数が10者以上選定することができる業務 ただし、対象業者が10者に満たない公所にあつては、当該公所の長が地域性を考慮して選定する他の公所の管内を加えることができる。
県内一般型	県内に本店を有する者で履行可能な業務でかつ、県内地域限定型では当該者の数が10者以上選定することができない業務

一般型	県内一般型では当該者の数が10者以上選定することができない業務
-----	---------------------------------

(入札参加資格)

第4条 建設関連業務の条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 参加資格規則第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第7条第1項に規定する有資格建設関連業者名簿に登載されている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 指定された区域内に本店を有する者であること。
- (6) 過去15年間に当該建設関連業務と同種の建設関連業務（別に知事が定める内容のものに限る。）の履行実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率20パーセント以上又は業務割合が20パーセント以上の場合に限る。
- (7) 入札に係る建設関連業務について、管理技術者（照査技術者が必要な業務にあつては、管理技術者及び照査技術者）を配置することができる者であること。
なお、配置する管理技術者及び照査技術者に必要な資格等については、別に定める。
- (8) 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (9) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。
- (10) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。
- (11) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (12) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) その他知事が入札を適正かつ合理的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。

(参加資格の決定)

第5条 公所の長及び担当課長は、第3条第2項の表に規定する施行形態並びに前条第3号、第5号、第6号及び第13号に規定する入札参加資格を設定しようとするときは、条件付

き一般競争入札参加資格設定計画書（第1号様式）を作成し、各公所の建設業者等選定委員会又は部内建設業者指名委員会建設業者等選定部会等（以下「建設業者等選定委員会等」という。）の審査に付すものとする。

（入札の公告）

第6条 公所の長及び担当課長は、財務規則第130条各号（低入札価格調査制度による場合にあつては第7号を除く。）に掲げる事項を入札日の前日から起算して少なくとも15日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、県のホームページへの掲載及び庁舎への掲示により公告するものとする。

2 前項の公告は、別紙の文例により行うものとする。

（入札説明書の交付等）

第7条 公所の長及び担当課長は、必要があると認めるときは、入札説明書を条件付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）に交付することができる。

2 前項の入札説明書は、次に掲げるすべての事項を記載したものとする。

- (1) 前条第1項の規定による公告の写し
- (2) 契約書案
- (3) 公所又は担当課の名称、所在地及び電話番号

3 公所の長及び担当課長は、公告後、速やかに設計図書を縦覧に供するものとし、必要に応じて入札参加希望者に貸与することができる。

4 入札参加希望者は、入札説明書及び設計図書に関して質問をする場合は、書面によりこれを行うものとする。

（申請書の提出）

第8条 公所の長及び担当課長は、入札参加資格を審査するため、入札参加希望者に、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）を、持参により提出させるものとする。

2 申請書は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 申請書の提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
- (2) 申請書は、入札参加希望者に無断で、入札参加資格の審査以外の用途に使用しないこと。
- (3) 申請書は返却しないこと。
- (4) 提出期限以降における申請書又は申請書の添付資料の差替え及び再提出は認めないこと。

（入札参加資格の審査等）

第9条 公所の長及び担当課長は、入札参加希望者から申請書の提出があつた場合は、記載内容を確認の上、条件付き一般競争入札参加資格審査一覧表（第3号様式。以下「審査一覧表」という。）を作成し、建設業者等選定委員会等において、あらかじめ設定した入札参加資格の有無について審査を行うものとする。

2 前項の審査は、申請書の提出期限の日をもって行う。ただし、第4条第8号及び第9号

に掲げる入札参加資格については、申請書の提出期限の日から前項の審査を行う日までのすべての期間について審査するものとする。

- 3 公所の長及び担当課長は、第1項の規定による審査の結果を条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の規定による審査の結果は、入札前には公表しないものとする。

（入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等）

- 第10条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第3項の規定による通知を受けた日の翌日から3日（休日を除く。）以内に入札参加資格がないと認めた理由について、書面を持参することにより、公所の長又は担当課長に説明を求められることができるものとする。
- 2 公所の長及び担当課長は、前項の説明を求められたときは、原則として当該説明を求められることができる最終日の翌日から3日（休日を除く。）以内に、書面をもって回答するものとする。
 - 3 公所の長及び担当課長は、第1項の規定により説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合においては、前条第3項の規定による通知を取り消し、前項の規定による回答と併せて入札参加資格がある旨を通知するものとする。
 - 4 前条（第3項を除く。）の規定は、前項の入札参加資格があると認める場合の審査について準用する。

（入札参加資格の取消し）

- 第11条 公所の長及び担当課長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該者に対する第9条第3項又は前条第3項の規定による通知を取り消し、入札参加資格がない旨を通知するものとする。
- (1) 政令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合
 - (2) 第9条第3項の規定により通知をした日から開札の時までの間に、同項の通知を受けた者が指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けている場合
 - (3) 第9条第3項の規定により通知をした日から開札の時までの間に、同項の通知を受けた者について、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合
 - (4) 申請書に関し虚偽の事実の記載が明らかになった場合
- 2 前条の規定は、前項の規定により入札参加資格が取り消された場合について準用する。

（現場説明）

- 第12条 現場説明は、公所の長及び担当課長が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。

（入札の執行）

- 第13条 公所の長及び担当課長は、入札の参加者が、入札参加資格がある旨の通知を受けていること、申請書の提出期限の日から開札の時までの間において第4条第8号及び第9号の資格を有することをよく確認の上、入札を執行するものとする。
- 2 公所の長及び担当課長は、入札の執行に当たり、入札参加資格がある旨の条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを、入札参加者に提出させるものとする。
 - 3 公所の長及び担当課長は、入札参加者について、審査一覧表と突合し、審査一覧表に記

載されていない者は、入札から排除しなければならない。

- 4 公所の長及び担当課長は、入札の執行に当たり、入札参加者に入札金額の内訳を明らかにした積算内訳書（設計図書（建築・営繕業務等にあつては、業務委託仕様書）に規定する業務内容の数量及び金額を示したもの。）を提出させるものとする。
- 5 公所の長及び担当課長は、開札したときは、開封した入札書の金額及び氏名又は名称を順次読み上げ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者としなければならない。ただし、政令第167条の10第1項の規定を適用するときは、この限りでない。
- 6 公所の長及び担当課長は、落札者を決定したときは、その場において口頭でその旨を入札者全員に通知するものとする。

（入札経緯の公表）

- 第14条 公所の長及び担当課長は、落札者の決定後、入札参加希望者名、入札参加希望者のうち、当該入札に参加させなかった者及びその理由、入札参加者の入札金額、落札者の有無並びに落札者名を公表するものとする。
- 2 前項の規定による公表は、入開札一覧表の記載事項を県のホームページに掲載することにより行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

（その他）

- 第15条 この要領に定めるもののほか、建設関連業務の条件付き一般競争入札の方法による委託契約の締結に係る事務の取扱いについては、指名競争入札に係る事務の取扱いの例によるものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月25日から施行する。

別紙（第6条関係）
公告例

年 月 日

殿

事務所長

条件付き一般競争入札実施公告

下記の業務については、条件付き一般競争入札（(a)県内地域限定型 (b)県内一般型 (c)一般型）により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 第 号
- (2) 業務名
- (3) 業務場所
- (4) 業 種
- (5) 履行期限 年 月 日（契約書取交わしの日から 日間）
- (6) 業務概要（業種、規模等）
- (7) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。） 円

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号。以下「参加資格規則」という。）第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第7条第1項に規定する有資格建設関連業者名簿の業務の に掲載されている者であること。（また、当該業務に係る (I)建設コンサルタント登録規程 (II)地質調査業者登録規程 (III)補償コンサルタント登録規程 の認定を受けていること。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) (a) 事務所管内（ 市・町・村）に本店を有していること。
- (5) (b) 本県に本店を有していること。
- (5) (c) 日本国内に本店を有していること。
- (6) 過去15年間に同種の建設関連業務の履行実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率20パーセント以上又は業務割合が20パーセント以上の場合に限る。
- (7) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (8) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 別に定める資格を有する管理技術者（及び照査技術者）を配置することができること。

- (10) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 参加資格規則第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (12) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 年 月 日
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出場所 県 市（町・村） 事務所
- (4) その他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった者は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

(1) 入札説明書の交付

ア 期間 年 月 日から 年 月 日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 場所 県 市（町・村） 事務所

ウ 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、アの期間内に 事務所 課に直接申し込むこと。

(2) 設計図書の縦覧

ア 期間 年 月 日から 年 月 日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 場所 県 市（町・村） 事務所

ウ 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。

(3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、年 月 日までに、書面により、事務所に提出すること。

5 現場説明

- (1) 日時 年 月 日 午前（後） 時 分
- (2) 場所 県 市（町・村）

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 年 月 日 午前(後) 時 分
(2) 場 所 県 市(町・村) 事務所

7 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(ア) 国債又は地方債

(イ) 政府の保証のある債券

(ロ) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(ハ) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(ニ) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

9 最低制限価格制度

最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

10 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

- (2) 落札の決定後、当該入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該委託契約を締結しない。

11 入札条件

- (1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした積算内訳書（設計図書（建築・営繕業務等にあつては、業務委託仕様書）に規定する業務内容の数量及び金額を示したもの。）を提出すること。

12 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

13 その他

入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

14 担当課（公所）及び所在地

- | | | |
|--------|-----|--------|
| (1) 名称 | 事務所 | 課 |
| (2) 場所 | 県 | 市（町・村） |
| | (電話 | — —) |

用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。